

「要支援者に対する介護予防給付継続」と「介護施設への入所は
重度者に限定しないこと」等を求める意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議報告書に基づく社会保障制度の見直しを進め
るとしている。介護については、「給付の重点化」の名のもとに、軽度者(要支援
1、2)に対する介護予防給付の一部サービスをやめ、市町村に丸投げをするとい
うことを打ち出した。このことは下記の理由から同意できない。

①要支援者は引きこもり等、心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としてい
る人々である。

②要支援者の中には、介護保険サービスを利用し、独居で頑張って暮らしている
方が多くいる。要支援者から介護サービスを奪うことは、これらの方々の自立した
生活を奪うことを意味するとともに、介護保険の本来の趣旨にも反するものである。

③介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念される。

④おおよそ4分の1の利用者が介護保険のサービスから外されることになり、多
くの介護事業所の経営を直撃し、そこで働く介護職員の処遇も懸念される。その結
果、ただでさえ足りない介護職員の離職を促し、ますます利用者から必要な介護を
奪うのではないかと危惧される。

さらに、介護施設への入所は重度者に限定することが検討されているが、このこ
とは軽度者のセーフティーネットを奪い、家族の負担をさらにふやすことになり、
不安を増長するものである。

介護度の重さで差別を持ち込み、介護サービスの機会を奪うこうした制度改革に
は賛成しかねる。

以上の趣旨を踏まえ、下記事項について措置するよう要望する。

記

- 1 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2 介護施設への入所は重度者に限定しないこと。
- 3 国の責任で安心の介護制度を充実すること。
- 4 介護で働く職員の処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿